

児童相談所の機能にかかる検討状況について

(付議の要旨) 児童相談所の持つべき機能のうち、児童の保護機能の確保について検討状況を取りまとめたので報告する。

1 主旨

児童相談所の移管に向け、児童相談所の持つべき機能について検討を進めている。このうち、児童福祉法第12条の4に定める児童の保護機能の確保に向けた検討状況を取りまとめたので報告する。

2 児童の保護機能の確保に向けた検討状況について

(1) 検討の経緯

児童相談所開設当初から適切な児童の保護を切れ目なく行うため、平成32年4月以降早期の開設を目指す児童相談所と同時に開設できることを条件に、児童の保護機能を有する施設を整備することとした(平成29年9月6日 福祉保健常任委員会報告)。この方針に沿い、かつ児童相談所運営指針の規定を満たす整備地の選定作業を行った。

《児童相談所運営指針第3節》

児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置し、その設備及び運営については児童養護施設について定める設備運営基準を準用する。

(2) 整備地

選定作業を進めた結果、整備の最適地として、児童相談所(総合福祉センター後利用施設)と密接な連携を保つ範囲に所在する区の施設を活用することとし、内部改修工事等のうえ、定員20～25名程度の児童の保護機能を有する施設を整備する。

【参考】

- ① 当該施設を活用することにより、次のとおり整備方針等の要件を満たし、かつ、児童の生命と安全を確実に確保でき、児童が最も不安定な時期に安心して過ごせる施設として整備できると見込まれる。
 - ・児童福祉司、児童心理司が児童の状況を日々確認し、適切な支援につなげるため、児童相談所と連携が保たれる範囲内にあること
 - ・複数階あることから、階別で「男子の居室」「女子の居室」「居室と別フロアとすることが望ましい諸室(面接室等)」を配置できるため、管理やセキュリティの確保が確実にできること
 - ・児童が家庭的な雰囲気の中で生活できるよう、少人数単位で共同生活を送る「ユニット型」の居室配置が可能な広さを有すること
 - ・思春期の児童のプライバシーの確保や、精神的な安定を確保するために居室を個室とすることが望まれる児童のために、個室を整備するための広さを有すること 等

- ② より詳細な運営方法、諸室、職員の体制については、今後、外部有識者等により構成する「効果的な児童相談行政の推進検討委員会」における専門的な視点からの意見（平成30年1月中間報告）を踏まえ検討する。

＜職員配置の当初計画＞

	人数
児童指導員・保育士 注1	13人
看護師等 注2	2人
非常勤	6人
合計	21人

注1 児童指導員・保育士の配置基準

- ・満2歳に満たない幼児：おおむね1.6人につき1人以上
- ・満2歳以上満3歳に満たない幼児：おおむね2人につき1人以上
- ・満3歳以上の幼児：おおむね4人につき1人以上
- ・少年：おおむね5.5人につき1人以上

注2 看護師の配置基準

- ・乳児：おおむね1.6人につき1人以上

その他臨時職員 8名程度

3 その他

施設整備費については、国庫補助金を活用するとともに、本年12月より始まる平成30年度に向けた都区財政調整交付金の都区協議において、特別交付金として扱うよう提案する。

4 今後のスケジュール（予定）

- 平成29年11月 福祉保健常任委員会
(児童相談所の機能にかかわる検討状況の報告)
- 平成30年 2月 福祉保健常任委員会
(「効果的な児童相談行政の推進検討委員会」中間報告)
- 平成30年度 基本・実施設計
- 平成31年度 改修工事
- 平成32年4月以降 施設開設